

企業の農業参入の現状と課題

地域との連携を軸とする参入企業の実像

〔要 旨〕

- 1 企業の農業参入は、実態として様々な形で行われており、参入に一定の制約がある土地利用型農業の場合でも、農業生産法人の設立や農地リース方式により既に門戸は開かれている。
- 2 農業に参入している企業のほとんどは地元の中小企業であり、事業全般にわたり地域の支援を前提とする参入が多い。農業の担い手不足、耕作放棄地の拡大等から、農外に担い手を求めざるをえない地域の実情もあり、特に自治体は積極的な参入促進を行う傾向がある。
- 3 03年から始まった農地リース方式による企業参入は、野菜や果樹を中心に徐々に伸びている。参入企業は地元の建設、食品企業が中心であるが、経営規模は小さく、参入後時間を経てないこともあり経営は概して厳しい状態にある。
- 4 企業が生産法人を設立し参入するケースは、統計上の把握は難しいものの増勢基調にあるとみられる。この場合も、地元の建設、食品企業が中心だが、食品関連の大企業の参入も少数ながらみられる。農業生産法人の設立は、補助金や地域農家の協力・連携等を受けやすいメリットがある。
- 5 農業に参入する企業は、地域貢献に強い関心を持つ地元企業が多く、農業を通じた地域の自立化・活性化、地域資源のマネジメントの観点からも評価すべき面がある。他方で、地元企業であっても1、2年で撤退する事例が発生しており、企業は社会的責任を強く自覚し参入することが求められる。
- 6 地域社会・農業において、企業を多様な担い手のひとつとして育成、定着させていくために、農協の果たす役割は非常に大きい。農協は地域農業に思いを寄せる人々の「仲間づくり」を手伝うとともに、企業の論理と地域の論理をコーディネートする機能をより発揮していくべきであろう。

目次

はじめに

1 企業の農業参入の現状

- (1) 企業参入の枠組み
- (2) リース方式の参入状況
- (3) 生産法人設立による参入

2 事例にみる企業参入の実情

- (1) 参入企業の性格と位置付け

- (2) 鹿児島県の状況

- (3) 島根県の状況

- (4) 長野市の状況

3 企業の農業参入の意義と課題

- (1) 地縁性をベースにした参入

- (2) 仲間をつくる

- (3) 農地の取得問題

おわりに

はじめに

「企業の農業参入」というテーマは、「先進的な担い手」である企業が日本農業の効率化、合理化を進めるとの観念的な見方（それに対する反発も含め）やジャーナリスト的な話題性が先行し、実態を踏まえた議論が圧倒的に不足しているように見える。

本稿では、現実の企業参入は、地域の支援・協力を前提にしたものがほとんどで、あくまで地域との関係が存立基盤であるとの観点から、その意義と課題について考察したい。

1 企業の農業参入の現状

(1) 企業参入の枠組み

企業の農業参入は相当幅のある概念であり、現状の参入方式は農作業受託を含めて4つに整理できる（第1図）。

の農業生産法人（以下「生産法人」という）は農地法上の制度で、生産法人格の

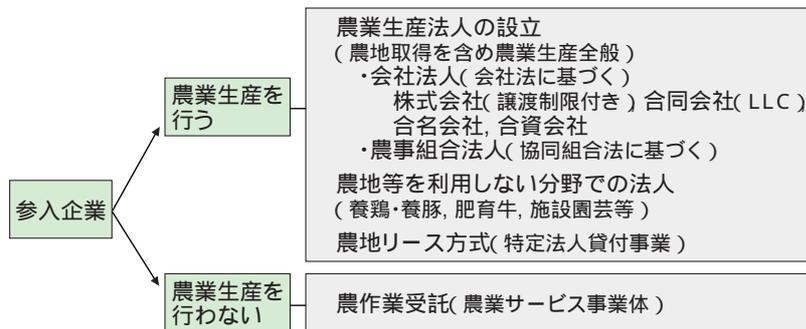
取得によって農地の所有・賃借を通じた土地利用型農業が可能である。

ただし、生産法人の構成員要件（農外企業の出資は1社最大10%、全体で25%以内）等から、企業が設立の中心主体となることはできないため、通常は企業経営者や従業員が個人の農業者資格で出資・設立するか、または親会社からの従業員出向、無議決優先株式の過半所有等により、実質的に子会社として運営されている。

生産法人の法人形態は、これまでは有限会社が最多だったが、2006年の商法改正・会社法制定により、有限会社が廃止されたことで、今後は譲渡制限が付いた株式会社形態が中心となる。

の農地法上の農地（農地、採草放牧地）を利用しない農業の場合では、法人形態、出資比率等の制約は無く、企業が自由に直接農業参入できる。具体的には、畜産（養鶏・養豚、肥育牛）、施設型農業（花き、きのこ類、種苗、野菜等）などがこれに該当する。こうした分野では、税負担の重い非農地利用でも営農できる高い収益性を背景

第1図 企業の農業参入方式



資料 筆者作成

に、株式会社を含めた企業経営が以前から浸透していた。

の農地リース方式（以下「リース方式」という）は、03年に始まった構造改革特区が前身であり、05年9月以降、農業経営基盤強化促進法の改正を受けて全国展開された制度である。この制度（特定法人貸付事業）では、企業は生産法人資格を取得せずに、農地を賃借（所有はできない）し、土地利用型農業に参入することが可能となる。

他方、参入できるのは市町村が「遊休農地、又は遊休化しそうな農地が見込まれる地域」と認定した地域に限定されるほか、参入に際しては市町村の仲介で農地斡旋を受け、また地域と協力して適正に農業を行う旨の協定を結ぶ必要がある。

は農業生産を行わず、農業者から農作業を受託し作業料金を得る事業（コントラクター）で、農業者、市町村、JAのほか、企業の参入も多い。企業の参入は、地域農業の要請に応じる形で、建設業、輸送業、農機具リース業を母体とするものが多い。コントラクター事業は、リスクは少ないものの作業賃金が低いため、本業との兼営が

一般的である。

このように企業が農業に参入する方式は幾つもあり、現実に様々な形で参入が行われている。参入に一定の制約がある土地利用型農業の場合でも、生産法人への参画やリース方式により門戸は既に開かれており、

以下でその現状についてみてみたい。

(2) リース方式の参入状況

a 建設業と食品関係が参入の中心

リース方式は03年から始まった新しい制度だが、参入企業数は徐々に増加しており、07年3月1日現在、102の市町村に206法人が参入している（第1表）。しかし、現状の参入ペースでは、農林水産省の「2010年までに500法人」という目標達成は厳しいとみられている。

参入企業の業種では、地元の建設業と食品関係が中心を占める。「その他」に分類される企業数も相当あるが、その多くはNPO法人や観光業（ホテル・旅館等）などで、米麦を中心に販売というよりは農作業体験や農村交流を目的にしたものが大半である。

参入数の一番多い建設業は、公共事業が縮小するなかでの雇用確保、農業の担い手不足に対する地域貢献等を主な動機にしている。食品産業では、自社食品の差別化・高付加価値化、原材料の安定調達等を目的にした参入が多い。

第1表 農地リース方式での参入実績

	参入 法人数	形態別 株式会社	特例有限 会社	NPO等	業種別 建設業	食品関係	その他	参入法人 への貸付 農地面積 (ha)
04年10月	71	37	19	15	24	21	26	132.4
05. 1	109	54	29	16	37	29	43	371.6
06. 3	156	80	41	35	57	41	58	471.9
06. 9	173	89	46	38	59	46	68	528.7
07. 3	206	110	54	42	76	46	84	595.9

	作物別						
	米麦	野菜	果樹	畜産	花卉	工芸作物	複合
04年10月	15	31	11	3	1	1	9
05. 1	22	37	20	5	3	3	23
06. 3	30	65	24	6	3	5	23
06. 9	34	67	22	6	5	4	35
07. 3	38	84	30	6	5	8	35

資料 農林水産省ホームページから筆者作成

b 作物は野菜が最多

リース方式での営農類型では、野菜が84法人（割合41%）と飛び抜けて高く、次いで米麦38（同18%）、複合35（同17%）、果樹30（同15%）の順である。生産法人の作物構成は（06年1月1日現在）、米麦、畜産がそれぞれ27%、26%で、野菜13%、果樹8%であり、リース方式の参入企業は、野菜、果樹指向が強いといえる。

他方、リース方式の参入1法人当たりの借入面積は2.9haに過ぎず、法人経営としてはごく小規模である。同方式の貸付面積全体でも約600haであり、マクロ的にみて遊休農地化を防ぐ効果は小さいといえる。

参入企業の経営内容については、幾つかのアンケート調査が厳しい状況を伝えている。例えば、農林水産省の調査（06年3月1時点、134法人回答）によると、黒字を達成している法人は1割未満で、過半が赤字法人

となっている。営農開始から時間が経っていないこと、初期投資が相当大きいこと等を主因とする結果となっている。

c 地域による大きなバラツキ

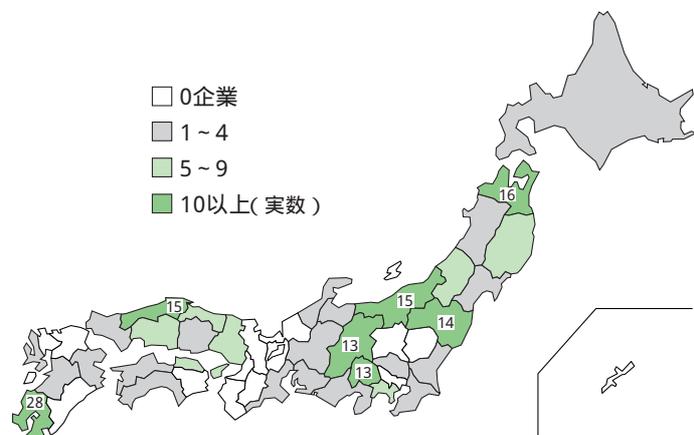
リース方式の農業参入の実績が多い地域は、鹿児島県の28

を筆頭に青森県16、島根県・新潟県15、福島県14、長野県・山梨県13などである（第2図）。

こうした地域は、農業生産のウェイトが高く、構造改革特区等で企業参入を促進してきた地域である。他方、農業地域であっても、北海道や鹿児島県を除く九州などでは、リース方式での参入は不活発であり地域間のバラツキが大きい。

リース方式の実施は、各市町村が基本構

第2図 企業等の農業参入数(都道府県別)



資料 農林水産省経営局資料を基に筆者作成

想に「特定法人貸付事業」を位置づけ「参入区域」を設定する必要があるが、未設定市町村も多い（06年12月末、「位置付け済み」〔予定含む〕が688、検討中・未定が171「位置付けない」869）。

地域農業の実情等から、特にリース方式での企業参入を必要としない地域があること、特区廃止による自治体のPR効果期待の縮小、また市町村合併等による行政の関心度の低下等が影響していると考えられる。

（3）生産法人設立による参入

a 企業の生産法人取得は増加基調

企業が生産法人格を取得し土地利用型農業に参入している事例を統計的に把握することは困難であるが（生産法人全体は06年1月1日時点で8,412）、おそらくリース方式より多く、また増加基調にあるのは間違いないといえる。

参入企業は、やはり地元の建設業や食品企業が中心であり、また参入の動機もリース方式の場合とほぼ同様である。参入数の多い建設業では、地域農業の実態が企業の参入を要請した側面も強い（室屋[2005a]）。

リース方式と比べた場

合、生産法人格の取得要件は厳しいが、生産法人は「農業内部」と位置付けられ、一般に補助事業がリース方式以上に手厚いこと、地域農家との協力・連携が得られやすいこと等が大きなメリットである。

リース方式で参入した企業が生産法人へと転換する動きも出ている。例えば、参入後に生産法人を取得するケース、またもともと生産法人を持っていたが、リース方式では一般企業として参入し、その後運営を生産法人に切り替える事例がある。

b 大企業の参入

全国ベースで事業展開する大企業の農業進出は、食品関連企業を中心にハイテク施設やバイオ・育種といった非農地分野のほか、少数だが土地利用型農業への参入がみられる（第2表）。

その参入動機としては、担い手確保の懸念が強まるなかで、履歴のはっきりした農産物の安定調達を目的とするのが主であ

第2表 大企業(食品関連企業)の農業参入類型

	企業名	主な作物	農業参入の内容
生産法人設立	ワタミ	有機農産物	生産法人ワタミファーム
	キューサイ	青汁原料ケール	3か所で農業生産法人設立
	サイゼリア	有機農産物	生産法人設立
	モスフードサービス	トマト	生産法人設立
	メルシャン	ワイン原料ブドウ	農業生産法人設立
施設ハイテク	カゴメ	生食用トマト	直営ハイテク菜園のほか、生産法人への出資
	キューピー	野菜	「ハイテク野菜工場」でレタスとサラダ菜生産
	ハウス食品	ハーブ・青じそ	出資先ベンチャー企業(ミスト農法)を通じた参入
育種開発	サントリー	花卉	「青いバラ」開発
	麒麟ビール	花卉、種イモ	種イモ、花卉3社
	サッポロビール	花卉	コチョウラン生産

資料 筆者作成

り、栽培作目も有機農産物など差別化されたものが中心である。

土地利用型農業への参入の場合、リース方式ではなく生産法人設立によるものが中心となっている点は注目される。前述したような「農業内部」となるメリットのほか、「本格的に農業をしている」ことを消費者に訴求する効果も大きいといえよう。

また、大企業のリース方式の評価については、かつてはそのシンボリック的存在であったワタミファーム（ワタミの子会社）が、「（リース方式による…筆者注）株式会社での農業にメリットが見出せなくなった」（日本経済新聞北海道版06年10月5日）として、農地リース契約を次第に解消し、生産法人の利用権設定にシフトさせていることが示唆的である。

当社は、リース方式では、決められた区域に市町村等の仲介で農地を賃貸するため、機動的な農地集積ができない点が障害だとしている。他方、当社は生産法人として他の生産法人への出資を行うなど、資本政策上からも生産法人の利用価値が高いと判断しているとみられる。

2 事例にみる企業参入の実情

（1）参入企業の性格と位置付け

企業の農業参入について考える場合、抽象的な「企業」を想定するのではなく、企業の性格や参入の経緯等、具体的に検討することが重要であろう。

農業に参入する企業は、地元の中小企業

がほとんどであり、またその背景には担い手を農外に求めざるをえない地域の実情がみられる。企業の参入に対する地域の対応も、「企業が参入してくる」面と、「企業に参入してもらおう」という二面性が認められる。

実際には後者の側面が相当強く、参入する企業の多くは、農地、農業技術、資金、労働力調達等、事業全般にわたり地域から支援を受けている。特に、自治体が近年従来以上に踏み込んだ参入支援を行う例が増加している。

地域との関係のなかで、企業を担い手とする場合、地元の中小企業に優位性があるのは明らかであろう。地元企業は株式企業であっても非上場が一般的で、地域での「顔の見える」関係が参入の実質的な事前審査となり、また参入後のモニタリングも働きやすい。企業側も、地域の事情を良く知り、地域貢献の意欲も強いなど、地域社会の理解や協力が得られやすい条件を備えている。

地域性の希薄な大企業の場合、一般にこうした条件を欠く一方、その本来的強みであるはずの資本力や経営力をもってしても、農業に付きまとう生産変動や様々なリスクに十分に対処するビジネスモデルが確立されている訳ではない。

それでも幾つかの大企業が、従来の生産者との契約取引レベルを超え土地利用型農業に直接参入しているのは、ある程度そのリスクをカバーする仕組みを組織内部に整備しているからである。

特に食品関連企業では、自社の販路、

高付加価値・ニッチ農産物の栽培，独自の農業技術，商品ブランド化・PR効果など，農業参入するインセンティブは潜在的には存在している。それでも現実の大企業の参入はごくまれであり，参入する場合でも生産法人として「農業内部」の形態をとり，地域や政策の支援を前提としている。

このように農業への企業参入を想定する場合，どのような経営形態の企業であっても，地域社会の論理を相当程度内部化せずに事業化するのには困難である。いうならば「企業の論理」と「地域の論理」が共鳴する範囲において，企業の参入は起きるといえよう。

企業の農業参入が活発な3県について，地域と企業の実態がどのようなものか，以下でみてみたい。

(2) 鹿児島県の状況

a 担い手不足のなかでの畑作需要の増大
鹿児島県はリース方式による参入数が全国最多で，現在6市町村で28の様々な法人（2法人が県内2か所で参入しているため延べ数は30）が参入している（第3表）。

参入の大半は特区地域のもので，県西部（阿久根市，薩摩川内市）と薩摩半島の南さつま市（旧加世田市）に集中している。また，栽培作物もらっきょう，さつまいも（裏作にばれいしょ）にほぼ限定されている。

こうした地域が特区の申請に至る背景には，担い手不足と高齢化によって遊休農地が年々拡大し，農地の荒廃化が県内でも特

に進行しているという事情がある。

2005年センサスによると，阿久根市の耕作放棄地面積率は21.4%，旧加世田市15.4%，薩摩川内市18.2%と鹿児島県の7.1%を大幅に上回っている（全国平均は5.8%）。

他方，さつまいも，らっきょう等の畑作物需要は堅調であり，特に焼酎ブームもあって，さつまいもは品不足の状態にある。また，こうした作物は栽培が比較的容易で，労働力を多用しない。さらに，これら地域では，遊休農地は再生の可能性が高いものが多かった（秋山[2004]）。

こうした恵まれた要因を生かしながら，各市は企業が参入しやすい条件整備を熱心に取り組んだことが，多数の参入実績につながったと考えられる。

b かがしま組合食品株式会社の事例

当社はJA鹿児島県経済連と鹿児島県内JAが出資，設立した協同会社で，量販店や生協向けの青果物の直販事業と漬物等の食品加工を主に行っている。

当社が農業に参入する契機となったのは，薩摩川内市が生食用の「唐浜らっきょう」のブランド化・産地化を図るために特区を申請するに際して，JAグループ（JAさつま川内及びJA鹿児島県経済連）を通じて当社に参入の要請があったためである。

これに対し当社は，自らの事業基盤である地域農業・農家への支援，直販先からのらっきょう安定供給の要請に応える，直営農業の可能性を探ることを主な目的

第3表 鹿児島県におけるリース方式での農業参入法人

(単位 a)

市町村	法人業種	主な作物	借入面積
南さつま市 (15法人)	生コン, 砕石, アスファルト合材製造	らっきょう, たまねぎ, にんにく	93
	農産物販売	にんにく, らっきょう, たまねぎ, にんじん	381
	不動産業	らっきょう	33
	建設業	らっきょう	24
	土木, 建設業	らっきょう	99
	一般及び産業廃棄物収集運搬業等	らっきょう	102
	クレーンリース業, 土木工事業等	らっきょう	189
	農産物加工販売等	らっきょう	202
	建設業	らっきょう	92
	菓子製造業	さつまいも	65
	建設業	さつまいも	58
	造園・土木業	らっきょう	58
	協同組合	深ねぎ, ばれいしょ, らっきょう, 市民農園	112
	土木建設設計監理施工, 測量, 不動産業	らっきょう	19
	土木建築請負業	らっきょう	21
薩摩川内市 (4法人)	青果物販売, 食品加工(JA出資)	らっきょう	290
	クレーンリース業, 土木工事業等	らっきょう	240
	設備	らっきょう	110
	建設業	らっきょう	20
阿久根市 (4法人)	澱粉製造・練り製品製造	さつまいも(澱粉原料), ばれいしょ	1,350
	食肉加工業	さつまいも(焼耐用), ばれいしょ	200
	柿酢の製造	加工用渋柿	20
	社会福祉法人	さつまいも(澱粉原料), ばれいしょ	30
大口市 (2法人)	建設業	さつまいも	485
	自動車整備	梅(南光梅)	84
肝付町	青果物販売, 食品加工(JA出資)	いんげん, カラピーマン(施設)	1,059
西之表市 (4法人)	菓子製造販売	さつまいも(焼耐用)	40
	焼酎製造販売	さつまいも	430
	建設業	さつまいも	160
	ごみ収集・運搬, 公園管理	さつまいも	110

資料 市資料及びヒアリングから筆者作成

に, 04年に参入を決めた。

当社のらっきょう栽培は1haから始まり, 06年には2.4haへと拡大している。天

補助, JAを通じた販路の確保の仕組み等を通じ参入を促した。

しかし他方で, 参入した6社のうち3社

候条件等から当初計画していた生産量, 売上げには達していないが, これは致し方ないとみている。あくまで当社の目標は, らっきょうの産地化支援を第一としており, 将来的にその目途が付けば, 農家等に経営を移していく方針である。現在既に地元の優良農家から1名を選定し, 責任者として農場管理全般を委託している。

当社の参入に際しては, 市, 普及所, 地元農家, JAの全面的なバックアップを受けた。当社は, 「企業・行政・地域」の三位一体の協力がなければ, 企業の農業経営は不可能だと考えている。

なかでも市は, 参入企業が「すぐに栽培を開始できるような状態」を提供することを基本に, 圃場整備, 農地斡旋, 省力化施設の

が1年で撤退している（南さつま市では1社）。撤退したのはすべて地元の建設業で、「本業の不振」がその理由である。撤退に伴い再遊休化した農地は、他の参入企業に利用されたが、一部は遊休化したままとなっている。市の手厚い支援は、企業の参入ハードルを低くしたが、同時に撤退しやすい環境を作ったのではないかと懸念も残る。

(3) 島根県の状況

a 県の考え方

島根県は、県が企業の農業参入に熱心なことで知られている。同県は、中山間地が県域の大部分を占め、かつ高齢化・過疎化が進むなかで、地域農業を維持するには個人の新規就農や集落営農だけでは限界があり（県の耕作放棄面積地率は11.0%）、「新たな農業経営体」として企業参入を促進し、地域の農業者と協働して生産、加工・販売する体制を目指している。

県がこうした考えに至る契機となったのは、キューサイの生産法人子会社である（有）キューサイファーム島根（資本金5.5億円、51.3ha）が97年に益田市への進出したことだった。当社の進出によって、周辺の契約農家も含めて農業生産及び雇用の増大、農地売却（国営農地開発地）等にプラス効果があったと県は評価した。

その後、県は企業、農業者、市町村の意向調

査を実施し、企業参入に肯定的な意見が多いことを確認し、02年にしまね農業振興公社に「企業参入促進員」を配置、03年から県単独事業として参入企業を対象を絞った支援制度を創設した。

05年以降は、公社に代わり直接県庁に「企業参入促進スタッフ」を3名専属で配置している。また、県外企業に対する情報収集、参入誘致のための「農業参入コンダクター」（全部で14名。県出身の企業経営者、会計士、税理士、大学教授等）を委嘱・配置している。

b 県の支援内容

島根県の企業参入支援は、事前、事後をカバーしており、参入前では調査、研究、技術習得を目的とする経費の半分（150万円上限）を貸し付け、参入後1年超の営農の場合、返還を免除している。

また、参入に際しては、機械・施設等の整備経費の3分の1を補助している。第4表のように補助金には3種類あり、通常タイプの「担い手確保型」に対し、「産地づくり型」では企業が設備を建設し、そこに農家を誘導し産地形成を促すことを想定している（第4表）。

第4表 島根県の企業参入整備事業(補助金)

(単位 百万円)

	補助率	事業費	農業専従正規職員	備考
担い手確保型	3分の1	3～30	1名以上	-
産地づくり型1	3分の1	3～50	1名以上	共同生産出荷農家2戸以上
産地づくり型2	3分の1	3～100	2名以上	3～5年以内に契約取引農家5戸以上

資料 島根県庁ホームページ(アクセス07年6月)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/nogyokeiei/sannyu/>

(注) 農業専従正規職員について、県外企業は新規常時雇用とすること。

資金計画以外でも、各段階において普及所との連携を含め包括的な支援対応を行っている。

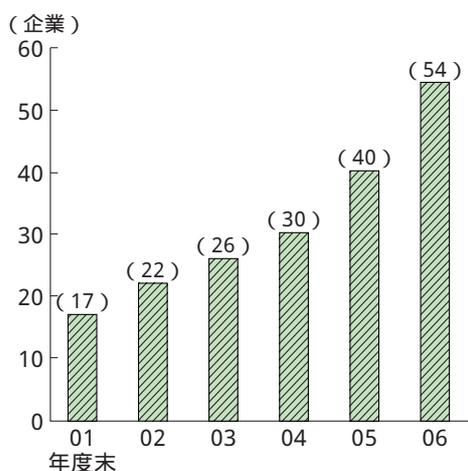
c 参入の状況

参入企業数は県が調査を開始した00年から着実に増えており、06年度末累計で54社、本07年度は10社程度の増加を見込んでいる（第3図）。

54社のうち、建設業が33社（割合61%）、建設関連業が3社（同6%）と大きなウェイトを占めている。食品製造業は6社（同11%）だが、最近の進出事例が多く今後伸びてくるのではとの見方である。

なお島根県の参入数は、非農地利用の参入を含めている。他方、非企業、試験的な営農レベルは対象となっていない。例えば、07年3月1日現在、県内にはリース方式で15法人の参入が記録されているが、県の参入企業にカウントされているのは9法人である。

第3図 島根県における参入企業数の推移（累計）



資料 第3図と同じ島根県庁ホームページから筆者作成

d 有限会社KKNの事例

当社は06年3月に、浜田市の建設業2社と知的障害者の自立施設を運営する社会福祉法人（同法人の役職員が設立した会社を経由した出資）の三者が共同で設立した会社で、いちごピオーネの施設栽培と観光農園を行っている。

三者の接点は地元の環境グループを通じた活動であり、建設業は事業縮小が続くなかで新たな事業展開を検討しており、また社会福祉法人の方は障害者の働く場を確保したいとの思いが、三者連携による農業参入という形で結実した。

作物は、地元が産地化を進めているピオーネは当初から決めていたが、周年雇用の点でいちごの栽培も行うことにした。また、農業だけの事業化は難しいため、障害者雇用の場を含めた観光・福祉一体型の農業を目指すことにした。

しかし、現実には三者とも農業については素人に近いため、県や市の支援が参入の決め手となり、それなしでは参入は不可能だったという。

農地は浜田市から2ha賃借し、いちごのハウス2棟（25a）、ピオーネのハウス（64a）を建設した。建設資金は、県（「産地づくり型2」の契約取引タイプ）と市の補助で3分の1程度まかない、残りは公庫の長期資金を利用した。また、農園開設とほぼ同時に認定農業者となった。

農業技術は、ピオーネは経験者の採用ができたが、いちご栽培のノウハウは全く無く、県の農業技術センターが独自に開発し

た「島根型養液栽培システム」を導入し、技術習得のために同センターへ職員を派遣した。この研修が栽培技術の習得の大きなサポートとなり、その後も技術センターや普及員の指導を受けている。こうした支援により、初年度にもかかわらず、いちごは予想以上のものが出来たと評価している。

現在の人員は、営農担当の常勤役員1名、パート2名、障害者の研修生2名である。障害者の方の仕事ぶりは大変熱心で、観光農園の来園者の案内も行っている。また、苗の定植など多くの人手が必要なときは、施設から臨時的に応援を受けている。

当社の農業参入は、知的障害者の雇用支援もあって地元マスコミで大きく取り上げられた。こうした効果もあり予想以上に観光農園への来園者数が多く、設立前は販路の不安があったが、現在いちごは園内で大半がさばけてしまい、むしろ持ち帰り用や外部販売向けは品不足状態にある。また、障害者施設で製造されるいちごのロールケーキ等も好評であり、今後は加工品の多様化にも力を入れ、それに伴っていちごの需要は一層伸びると期待している。

ピオーネの方は、収穫までに3年を要することから来年以降の収穫となるが、現在はいちごの収入でピオーネへの投資をカバーできているという。

施設に入所した知的障害者のうち、就労にまで至るのは1%程度という厳しい現実があるなかで、農業と障害者の自立支援を結び付ける当社の取組みは、地域が持つ内発性を引き出す興味深い事例といえる。

(4) 長野市の状況

a 農業公社が生産法人設立も計画

長野市の農業は、りんご、ぶどう等の果樹や畑作が中心であるが、1戸当たりの経営規模も約40aと零細なうえ、担い手の高齢化や人手不足もあって、耕作放棄地の拡大が県内でも顕著である。2005年センサスによると、同市の耕作放棄地面積比率は19.2%、中山間地ではこれが3割近くに達している（長野県全体では12.0%）。

こうした厳しい現況に対して、市は従来以上に農業再生に力を入れていく方針を立てるとともに、(社)長野市農業公社を今年(07年)7月に設立した。同公社は、市、農業委員会、市内2つのJAが持っていた農業振興の機能を集約・強化したもので、行政とJAが資金や人材を出し合い、連携しながら運営していく体制となっている。

同公社は、農地保有合理化学業や作業受委託にとどまらず、積極的な担い手育成を目指しており、自ら中山間地に「遊休農地活用生産法人」(仮称)を設立する計画である。この生産法人には、農家や他法人、JAも出資する予定である。

市の構想では、中心部を除いた市内5地域に生産法人を設立し、公社が地域ごとに集約した遊休農地を利用し、20~30ha規模で小麦、そば、大豆など、長野の伝統的食品の原料作物を生産する計画である。また中山間という特性を生かして、消費者の体験・交流を含めた農業の展開を考えている。

リース方式の参入については、長野市は全域が対象であるが実績はなく、市はこの

制度では限界があり、担い手育成により踏み込んで関与すべきだと判断している。

こうした行政、JAによる農業再生の機能強化に関連しながら、長野市内では昨年（06年）末に2つの食品関係企業が生産法人を設立している。ひとつは後述する青果卸業からの参入であり、もう1社は企業向けの弁当生産を行う企業が、従来の輸入冷凍野菜の使用に替えて、自社生産をするために周辺農家とともに法人を設立した。

b 株式会社長印ながのファームの事例

当社は青果卸の（株）長印の生産法人子会社として昨年（06年）12月に設立された。

卸業からの農業参入する例は全国的にも珍しいが、その背景には近年地元農家から当社への持込量が減少し、将来的な取扱量の確保をどうするかという課題があった。

これに対し、当社は他地域からの調達ではなく、自ら栽培することで実需者の要望に応える、また当社から提案することでビジネス化でき、また地域貢献につながると考えた。

実際の参入は、社内に農業に通じた人材がいたことに加え、行政・JAの支援、また卸として売り先を確保していることが決め手になった。

参入形態は、リース方式でも可能だったが、生産法人の設立によりまず拠点を作り、そこから歩きながら展開していくことにした。また、生産法人や認定農業者になることで、政策支援や地域での信頼が高まる点でもメリットがあるとみている。

出資は、親会社の長印がグループとして25%持ち、社長は生産法人への出向という形になっている。JAに対しても、「一緒にやっていく」とのスタンスから出資を要請している。

現在、当社は市内の平場地域に5haの農地を賃借しているが、もう1か所、標高1千mの中山間地に5ha借りる目途が立っている。農地はJAの斡旋を受けたが、公社設立に伴い契約は順次そちらに移行していく予定である。

平場の方では2毛作が可能のため、全体で15haの経営面積に標高差を利用し、レタス、キャベツ、たまねぎ等をリレー出荷していく予定である。また冬場の雇用維持のために、アスパラの促成栽培を計画している。

当社にとって、季節、標高差、時間帯に対応した周年雇用のプランを構築するのが当面の大きな課題である。その点で、公社やJAの人材派遣機能への期待も大きい。

現在の人員は、専従2名とパートの体制だが、将来的には倍の30haまで経営面積を拡大したい意向である。同時に、当社が農家に対して販売先が決まった作物提案を行い、JAは技術普及を行うような連携を考えている。

当社の強みは、実需者のニーズを直接把握し、タイムリーに商品提案、供給していただけるポジションにあり、親会社は加工施設も持っている。こうした仕組みにより、農家が営農意欲を高め、耕作放棄の歯止めの一助になればと当社は考えている。

3 企業の農業参入の意義と課題

(1) 地縁性をベースにした参入

企業の農業参入の実態をみていくと、「地域」との関係が文字通り切り離せないものであることが分かる。

企業の参入は、「先進的経営主体である企業が日本農業を変える」という構図というよりは、農業の経験は少ないが「地域貢献」や「地域への思い」の熱い人々が、地域の支援を受け起業したベンチャーというのが実像に近いといえよう。

しかも、その多くは参入から時間的にもなく、試行錯誤の過程にあり、将来的な農業の担い手となりえるか現時点では不透明である。現実に撤退という事例も生じている。

それでも事例にみるように企業の農業参入は、担い手が現実に不足している地域農業において、個性的な力を発揮する可能性を秘めている。その実現のためには、企業が得意とする分野を伸ばしつつ、地域が一体となり担い手として育成し定着させていく態勢が重要であろう。

また、参入企業は、農業は食料の生産だけでなく、地域の人的能力を引き出し、自然環境、歴史や文化を保全・発展させていく役割があるとのミッションを持ち続けることが求められる。

(2) 仲間をつくる

事例を通して、企業の農業参入にかかわ

る最も重要なキーワードは、「仲間づくり」ではないかと思われる。

企業の場合、一般に農業については知識・ノウハウが乏しく、また農地、労働力、農業技術等いずれをとっても地域の協力、支援が不可欠である。しかも、こうした協力関係は、価格を媒介とするスポット取引ではなく、地縁ベースでの長期的信頼関係、人的ネットワークに多く依存している。

それゆえ、地域社会における仲間づくりや活発なコミュニケーションが、参入企業の成長やリスク管理を大きく左右することになる。反対に、企業から地域へ還元を図る取組みも必要となってくる。

地縁ベースの「仲間づくり」という点からは、おのずと地元の中小企業の参入が中心となる。しかし、これは大企業の参入が規制されているためではなく、基本的に土地利用型農業の特性を反映したものである。

大企業の卓越した資本力であっても、土地や労働力、また収穫の不安定性等は市場メカニズムでは容易に処理できないものとして経営の外部に存在している。しかも、わが国では労賃、農地条件、設備・諸資材価格等の面で高コストを与件とせざるをえない現状があり、投資に対するリターンを尺度とする論理だけでは、長期的な営農は極めて難しいといえる。

(3) 農地の取得問題

農業の効率化、合理化を求める論議には、必ず一般企業の農地取得の解禁が含まれ

る。しかし、どのような事業者が、どのような土地利用目的のために、農地の取得を求めているのか不明である。

わが国の土地利用型農業でも、数百ha規模を持つ法人経営も誕生しているが、ほとんどの農地は賃借であり、かつ地域や政策支援なしには営農継続は不可能なのが実態である。また、農地取得が可能な生産法人を設立した企業でも、農地は賃借で十分とするのが大半である。

「農地を農地として利用する」ならば、現状様々なルートが既に開かれており、時間をかけその効果を検証していくべきであろう。

また、いうまでもなく農地は公益的な地域資源という側面があり、その適切な利用は地域住民も含めたモニタリングを受ける仕組みが必要である。

現実に、地元企業であってもわずか1、2年で撤退する事例が発生しており、今後、本業の不振、農業経営の厳しさ等から撤退せざるをえない事例も増加する懸念がある。たとえ撤退する場合でも、企業がその後の農地利用者を見つけるなどの社会的責任が求められよう。

おわりに

長期的な歴史でみれば、日本の農村社会は中央集権下の横並びを脱し、地域が自らの考えで自己決定する時代に入ってきたといえる。企業の農業参入は、そうした新たな時代に対応した地域の自立化・活性化と

いう観点から評価すべきものとする。

地域社会にあって、農業は食料生産だけでなく、人材、農地、資金など地域の資源を活用・保全する面からも、最も望ましい産業のひとつである。他方、農村や農家の状況も大きく変化し、家族を中心とする担い手だけでは、地域農業を維持することは年々難しくなっている。地域に根ざした企業が、農業を通じ地域資源のマネジメントの一翼を担うのは、ある意味自然なことといえよう。

地域の多様な担い手のひとつとして企業を位置づける際、農協の果たす役割は非常に大きい。農協は地域農業に思いを寄せる人々の「仲間づくり」を手伝うとともに、企業の論理と地域の論理をコーディネートする役割をもっと果たしえるのではないかと思う。企業の農業参入が、新しいもの、異質なものを咀嚼しながら、農業・農村社会の新たな生命力につながる可能性に期待したい。

<参考文献>

- ・秋山邦裕(2004)「遊休農地対策と「多様な」担い手像 南九州の動向」『農政調査時報』(全国農業会議所)秋号
- ・小野智昭(2006)「農外企業の農業参入と農地制度について」『農政調査時報』(全国農業会議所)冬号
- ・室屋有宏(2004)「株式会社の農業参入 事例にみる現状と可能性及び意義について」『農林金融』12月号
- ・室屋有宏(2005a)「増加する建設業の農業参入 雇用確保の「帰農」とその実情」『調査と情報』1月号
- ・室屋有宏(2005b)「株式会社が取り組む有機農業 ワタミファームの事例から土地利用型農業への参入を考える」『調査と情報』5月号

(主任研究員 室屋有宏・むろやありひろ)